

議案第14号

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定
める条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和6年2月15日提出

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第 号

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定
める条例（平成25年宇治市条例第14号）の一部を次のように改
正する。

第3条中「第8条第23項」を「第8条第23項第1号」に改め
、「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17
条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）」を削
る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので
あります。